

尼崎市における重層的支援体制整備事業の検討資料(20200821)

圏域	圏域ごとの事業位置付け	役割や機能	関連既存窓口等(※)		設置形態(例) 主な○メリット/●デメリット	圏域ごとの事業位置付け	役割や機能	関連既存窓口等				
			名称(カ所数、人)	法上の位置付け等				名称(カ所数、人)	法上の位置付け等			
尼崎市全域	多機関協働事業(アウトリーチ+参加支援と一体実施) 支援・つながりもどし 支援依頼	検討課題1 (1)設置形態(統合or基本) (2)機能、権限 (3)既存の各分野の基幹的窓口等の整理 等 ○多機関協働の中核機能(世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能) 重層的支援会議の実施(同意有) ○個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなぎ続ける伴走支援を中心に担う機能 支援会議の活用(同意無) ○新たな社会資源の創出や地域に不足する資源の検討	包括支援担当課(1)	基幹型センター機能	(A)統合型(基幹型) 新たに各分野の専門職員を配置した統合型の組織を設置する。 ○迅速な初期集中対応が可能 ○全分野のスーパーバイズ機能が高い ●相談が丸投げされる可能性 ●新たな人材の確保・育成が必要 (B)基本型(ネットワーク型) 既存の組織を多機関協働事業に位置付け、複合的な課題に応じて各専門機関を招集する。 ○既存の人材を活用できる ●支援調整に時間がかかる ●全分野のスーパーバイズ機能が低い	地域と行政をつなぐネットワーク 運営 行政中心とした制度プラットフォーム 基幹型包括 いくしあ 保健所・保健センター HW等外部専門機関 南北保健福祉C各課 社会福祉協議会	検討課題4 (1)各プラットフォームの役割や位置づけ (2)各分野別会議体との整理 (3)メンバー構成や設置圏域について 等 (案)既存の地域福祉推進協議会の充実により構築 対象者別、制度別に限定されない幅広い福祉課題を全市的に共有し、課題に対応する施策等を協議する。 (機能) ○福祉施策への反映、構築					
			南北保健福祉C障害者支援課(2)の一部	基幹相談支援センター機能						(C)統合型(ワンストップ型) ※ 既存の相談支援窓口(地域包括等)に他分野(最大4分野)の相談支援事業を合わせて委託し、包括的な相談支援を行う。 ○迅速な初期対応が可能 ○市民の利便性が高い(わかりやすさ) ●一部の窓口のみ統合型にした場合には相談が丸投げされる可能性 ●新たな人材の確保・育成が必要 ※4分野のうち、障害+高齢のように一部統合型も可能	情報共有と連携 参考 地域づくり支援事業 地域団体 社会福祉協議会 NPO地縁団体 地域住民 民生委員 福祉事業者	検討課題3 (1)既存の地域づくり事業間の連携方法 (2)地域振興体制との役割整理や連携 (3)各ネットワークの役割や運営方法 等 ○介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援事業)、子ども子育て支援拠点事業を一体として実施し、社会的孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援の実施 ○以下の場及び機能を確保 ①住民同士が会い参加することのできる場や居場所 ②ケア支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場をもつコーディネート機能
			子どもの育ち支援センター(1)	市区町村子ども家庭総合支援拠点(予防・寄り添い機能、在宅支援機能)								
保健所・保健センター(1)	地域保健法	6地区圏域 包括的相談支援事業 支援 相談・通報 地域住民 様々な生活福祉課題に対応した、多様な地域福祉活動の 8050問題・ひきこもり・ゴミ屋敷・多頭飼育崩壊・発達障害の疑い・若年性認知症・障害のある一人親家庭等	(案)既存の地域福祉ネットワーク会議の充実により構築 多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合う中から、新たな展開を育むために、分野を問わないプラットフォームを構築 (機能) ○住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりの支援 ○人と情報が集まる場を構築									
南北保健福祉C福祉相談支援課(2)	自立相談支援事業			障害者相談支援事業所(委託:7) 南北保健福祉C障害者支援課(2)の一部 こども福祉課(1) 南北保健福祉C地域保健課(2)	市社協地域福祉活動専門員の配置(委託・補助:12) 地域活動支援センター(補助:25) つどいの広場(委託:9) 子育てコミュニティワーカー(2) 地域担当職員(41)							
地域包括支援センター(委託:12)	地域包括支援センター					生活支援体制整備事業(委託6) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業(補助6) 地域活動支援センター 地域子育て支援拠点事業 (市独自事業) (市独自事業)						
障害者相談支援事業所(委託:7)	障害者相談支援事業	生活支援体制整備事業(委託6) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業(補助6) 地域活動支援センター 地域子育て支援拠点事業 (市独自事業) (市独自事業)										
南北保健福祉C障害者支援課(2)の一部	利用者支援事業(基本型)		生活支援体制整備事業(委託6) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業(補助6) 地域活動支援センター 地域子育て支援拠点事業 (市独自事業) (市独自事業)									
こども福祉課(1)	利用者支援事業(母子保健型)			生活支援体制整備事業(委託6) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業(補助6) 地域活動支援センター 地域子育て支援拠点事業 (市独自事業) (市独自事業)								
南北保健福祉C地域保健課(2)	利用者支援事業(母子保健型)	生活支援体制整備事業(委託6) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業(補助6) 地域活動支援センター 地域子育て支援拠点事業 (市独自事業) (市独自事業)										
小学校区・連協圏			生活支援体制整備事業(委託6) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業(補助6) 地域活動支援センター 地域子育て支援拠点事業 (市独自事業) (市独自事業)									

※多機関協働事業は、既存の相談支援機関とは異なる新たな事業として、原則、個別の支援を行わず、支援機関をバックアップする基幹的な事業として位置付けられている。そのため、関連既存窓口については、本市の基幹的機能を持つ窓口を記載。